

業務用パソコンの購入等に係る入札説明書

〒894-0026

鹿児島県奄美市名瀬港町1番5号

独立行政法人奄美群島振興開発基金 総務企画課

TEL 0997-52-4511

FAX 0997-52-4514

メールアドレス kikin@amami.go.jp

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

業務用パソコン一式 27台 (小型又は省スペース型デスクトップパソコン等)
(※上記の搬入設置、初期設定等含む)

(2) 購入をする物品等の仕様等

要求仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(4) 納入場所

要求仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格及び審査等

(1) 奄美群島内に事業所を有し、基金からの照会事項、機器の故障等に対し迅速に対処できる者または、これと同等の対応を行うことが可能な者。

(2) 次の事項に該当する者は競争に参加する資格を有さない。

① 独立行政法人奄美群島振興開発基金契約事務取扱細則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

ウ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

エ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

オ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

キ イ～カに該当することにより3年以内の期間を定めて一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

ク イ～キに該当する者を入札代理人として使用する者。

② 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

③ 国税及び地方税について、納付期限の過ぎた未納税がないこと。

④ 商法、その他の法令に違反して営業を行った者及び反社会的勢力。

(3) 入札に参加しようとする者は、所定の機能等証明書を令和7年2月12日(水)午後5時15分までに3の(3)の場所に提出し、当該物件を提供することができることを証明した者であること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければ

ばならない。

3 入札の方法等

(1) 入札金額

入札金額は、物件一式の総価とする。

(2) 入札書の記載

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出場所

〒894-0026

鹿児島県奄美市名瀬港町1番5号

独立行政法人奄美群島振興開発基金 総務企画課

(4) 入札書の提出方法

(3)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

ア 入札書は封筒に入れ密封の上、封印し、封筒の表面にあて名、入札事項名及び開札日時を朱書きすること。

イ 郵便又は信書便により入札書を提出する場合は、アにより作成した入札書用封筒を中に入れた二重封筒とし、書留郵便にて送付すること。

(5) 入札書の提出期限

令和7年2月14日（金）午後5時15分（郵便又は信書便の場合は、同期限までに必着のこと。）

※ ただし、期限を終了しても入札が無い場合または1者のみの入札であった場合には、入札書の提出期限を1週間延長する。

期限延長を行った場合は、以後に係る諸手続についても同様に延長されるものとする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年2月17日（月）午前9時

イ 場 所 独立行政法人奄美群島振興開発基金（2階）会議室

ウ 開札立会者 独立行政法人奄美群島振興開発基金総務企画課職員

- 4 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 5 入札説明会
実施しない。
- 6 契約条項を示す場所及び期限
 - (1) 場所 〒894-0026
鹿児島県奄美市名瀬港町1番5号
独立行政法人奄美群島振興開発基金 総務企画課
 - (2) 期限 令和7年2月21日(金)午後5時15分
- 7 入札保証金及び契約保証金
入札保証金及び契約保証金は、全額免除とする。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
 - (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札。
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札。
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
 - (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
 - (7) 電報又は電送の方法による入札。
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札。
- 9 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者を決定する。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

〒894-0026

鹿児島県奄美市名瀬港町1番5号

独立行政法人奄美群島振興開発基金 総務企画課

T E L 0997-52-4511

F A X 0997-52-4514

メールアドレス kikin@amami.go.jp

13 その他

(1) 入札説明書や要求仕様等、その他今回の入札について不明な点や意見等があった場合には、12の場所に令和7年2月7日（金）午後5時15分までに、別添「質疑書」を参考に、電子メールまたはファックスにて連絡すること。

なお、質疑事項については取りまとめの上、電子メールまたは電話、ファックスにて回答する。

(2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づく開示請求があった場合には、契約の相手方も公開対象となる場合があるので、理解の上、入札に参加すること。

(入札書様式)

入 札 書

一 金 _____ 円也

○ 入札名 業務用パソコン等の購入

上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長 藤 井 隆 殿

住 所

氏 名

印

(注) 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

(質疑書 様式)

質 疑 書

令和 年 月 日

独立行政法人奄美群島振興開発基金
理事長 藤 井 隆 殿

(質疑者)
住 所
氏 名

印

下記の事項について質疑します。

記

業 務 名	業務用パソコン等の購入
質 疑 事 項	①
	②
	③
	④
	⑤